

第34号議案

中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域下水道施設改良基金条例の一部を改正する条例

中間市地域下水道施設改良基金条例（平成11年中間市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市地域下水道施設改良等基金条例

第1条中「中間市地域下水道施設改良事業」を「中間市地域下水道事業の施設の改良、除却及び災害復旧に要する経費」に、「中間市地域下水道施設改良基金」を「中間市地域下水道施設改良等基金」に改める。

第4条中「この」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市地域下水道施設改良基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>中間市地域下水道施設改良等基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>中間市地域下水道事業の施設の改良、除却及び災害復旧に要する経費の財源に充当するため、中間市地域下水道施設改良等基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、地域下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>中間市地域下水道施設改良基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>中間市地域下水道施設改良事業の財源に充当するため、中間市地域下水道施設改良基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、地域下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金</u>に編入するものとする。</p>